

石狩市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月29日
石狩市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）において、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務として位置づけられている。

石狩市においては、農業従事者の減少や高齢化が進むなか、認定農業者などへの利用集積は一定の水準を維持し推進されているが、中山間地域や分散化され集約化が困難な農地、耕作条件が良好でない農地など一部の農地については流動化が進んでいないことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、本市の特徴を活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員の担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を進んでいくよう、石狩市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び、評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,540 ha	0 ha	0.0 %
目 標 (令和8年3月)	5,540 ha	0 ha	0.0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地パトロール（利用状況調査）をはじめ、農業委員の活動や情報収集等により遊休農地化する可能性がある農地の早期発見と所有者の意向確認を速やかに行い、遊休農地の発生防止に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,540 ha	4,058 ha	73.2 %
目 標 (令和8年3月)	5,540 ha	4,510 ha	81.4 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の所有者の賃貸借・売買の意向を確認し、各種事業の活用を図りながら担い手への集積・集約を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年3月)	2 経営体/年 (4 ha/年)
目 標 (令和8年3月)	2 経営体/年 (4 ha/年)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

市・農業総合支援センター・農協が連携し、就農希望者の就農相談を随時実施する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。